

## 高校授業料無償化に伴う公立高校への抜本的支援を求める意見書

高校の授業料については、令和8年度から、高等学校等就学支援金制度が拡充され、公立高校に通う生徒には上限11万8,800円、私立高校に通う生徒には上限45万7,200円が、所得制限なく支給される予定であり、実質的な高校授業料無償化が実現する見通しである。

高校授業料無償化は、教育の機会均等や家庭の教育費負担の軽減などが目的であるが、一方で、公立高校と私立高校で実質的な授業料の差がほぼなくなることから、公立離れが加速し、公立高校の小規模化や再編統合が進むことで、地域によっては進学機会が制限されるおそれや、社会の存続に欠かせない人材を育成する工業高校や農業高校等への進学者が減少し、衰退しかねないなどの懸念がある。

公立高校が地域の教育機会を保障し、教育の質を確保し続けるためには、普通高校・専門高校を問わず、公立高校の魅力を高めるための多角的な施策が不可欠である。

よって国会及び政府は、高校授業料無償化に伴う公立離れなどの懸念を払拭するため、新たな財政支援制度の導入など、公立高校への支援を抜本的に拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

衆	議	院	議	長	)	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
財	務		大	臣			
文	部	科	学	大			臣

神奈川県議会議長